

自転車の交通ルール (警視庁ホームページ 2021.4.1 版から)

警視庁ホームページから「自転車の交通ルール」の概要を紹介する。図はすべて同ホームページから引用した。

■ 自転車とは

自転車は、道路交通法上は「**軽車両**」となっており、違反をすると罰則が科せられる場合がある。ペダル又はハンド・クランクを用い、かつ、人の力により運転する二輪以上の車であって、身体障害者用車いす、歩行補助車等及び小児用の車以外のものである。

■ 普通自転車

一般に使用されている自転車で、車体の大きさ及び構造が**内閣府令**で定める基準に適合する自転車で他の車両を牽引していないものをいう。

<内閣府令>

車体の大きさが、長さ 190cm 以内、幅 60cm 以内であること。**車体の構造**は、側車を付けていないこと(補助輪を除く)、運転者以外の乗車装置を備えていないこと(幼児用乗車装置を除く)、ブレーキが走行中容易に操作できる位置にあること、歩行者に危害を及ぼす恐れがある鋭利な突出部がないこと。

■ 乗車人員

原則として運転者以外の人を乗せることはできないが、次の場合は運転者以外の人を同乗させることができる。

一般の自転車: 16 歳以上の運転者は、幼児用座席を設けた自転車に、小学校就学の始期に達するまでの者を一人に限り乗車させることができる。運転者は更に幼児一人を小守バンド等で背負って運転できる。

幼児二人同乗用自転車: 16 歳以上の運転者は、運転者のための乗車装置及び二つの幼児用座席を設けるために必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車(幼児二人同乗用自転車)の幼児用座席に、小学校就学の始期に達するまでの者を二人乗車させることができる。この場合、運転者は幼児を小守バンド等で背負って運転することはできない。

自転車に子供二人を乗せる場合は**安全基準適合自転車**かどうか確認する。「**幼児二人同乗用自転車**」(必要な強度や制動性能等、一定の要件を満たした特別の構造又は装置を有する自転車)でない自転車の前後には、幼児用座席を取り付けて乗車させることはできない。

幼児用座席の安全基準: (一財)製品安全協会が定める自転車用幼児座席の SG 基準では、前型の幼児座席の体重の上限が 15kg、後型の上限が 22kg となっているので、子供の体重を確認する必要がある。

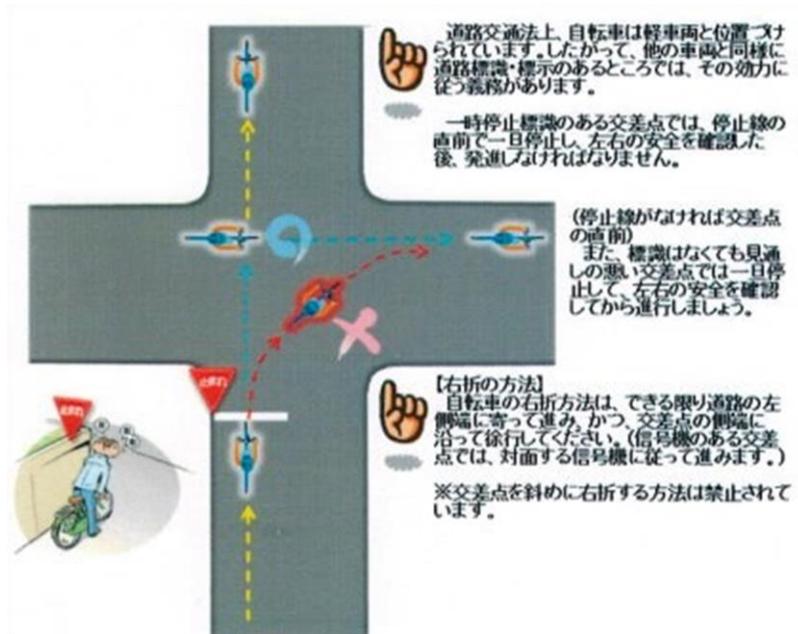
■ 乗ってはいけない自転車

- 内閣府令で定める基準に適合するブレーキを備えていないために、交通の危険を生じる恐れのあるものや、夜間において前照灯が点かず、また、後部反射器材又は尾灯が備え付けられていないもの。

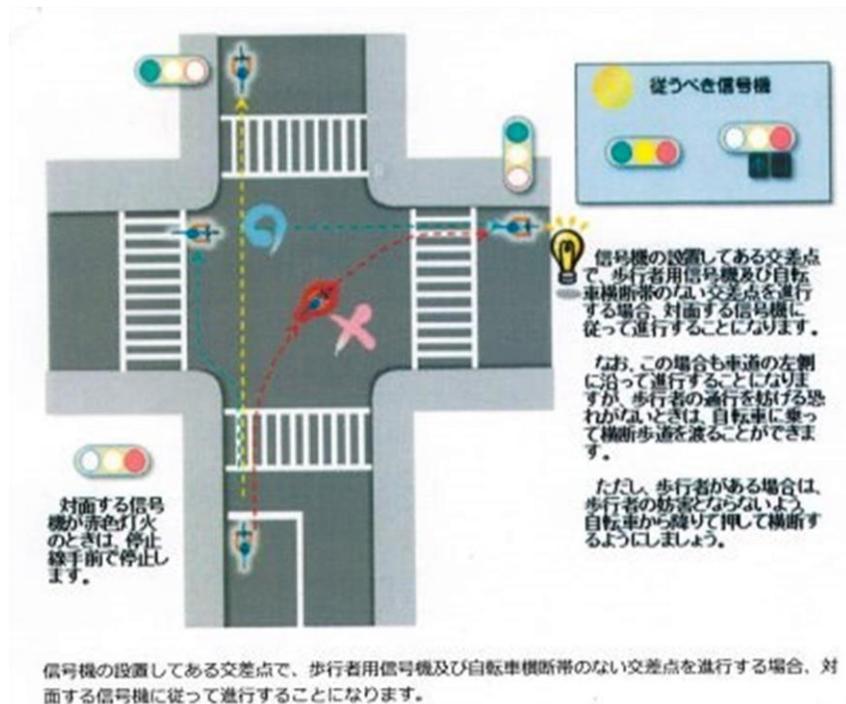
- ノーブレーキピスト自転車と呼ばれるものは競技用の自転車で、制動装置等保安部(ブレーキ等)を備えていない。
- 乗る前の確認:ブレーキは前輪及び後輪にかかり、時速 10km のとき 3m 以内の距離で停止させることができること、前照灯は白色又は淡黄色で、夜間前方 10m の距離にある交通上の障害物を確認できる光度を有するもの、反射器材は、夜間、後方 100m の距離から自動車の前照灯で照らして、その反射光を容易に確認できるもの。

■ 自転車での通行方法 (右折・直進等)

- 一時停止標識のある交差点の場合



- 信号機のある (歩行者用信号機・自転車横断帯のない) 交差点の場合

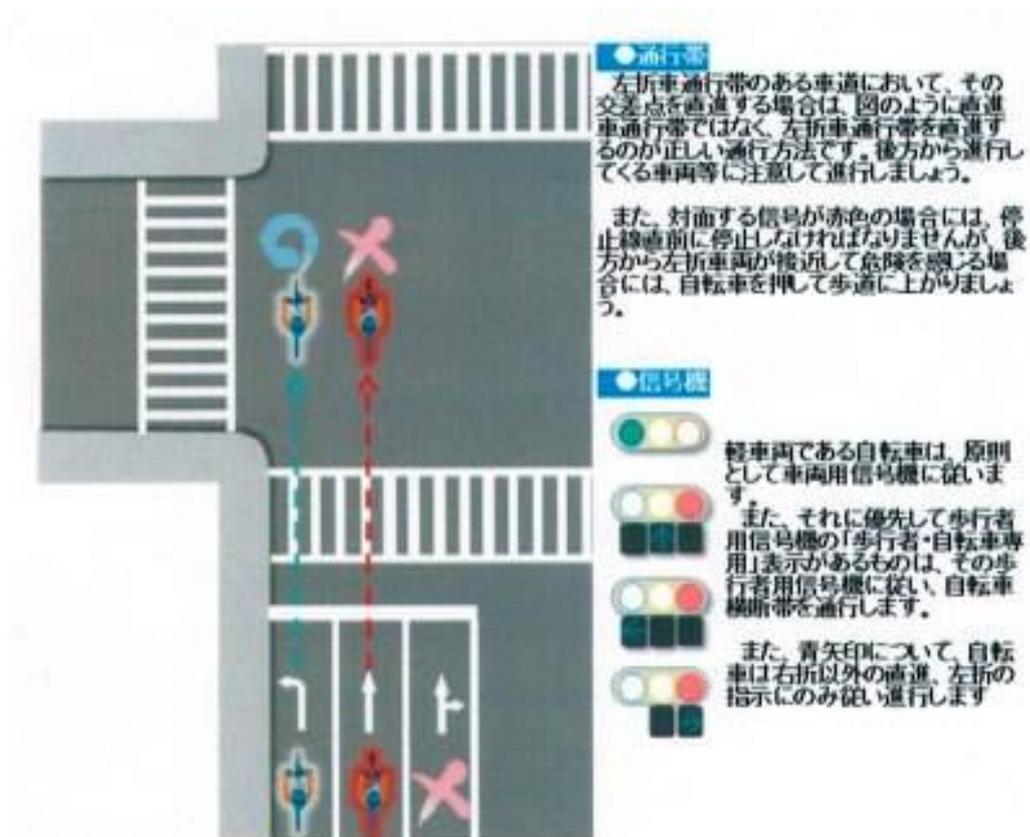


- 歩行者用信号機「歩行者・自転車専用」、横断帯のある交差点の場合



歩行者用信号機の場合で「歩行者、自転車専用」と表示してある交差点内では、車道ではなく、自転車横断帯を通行します。

- 左折車通行帯のある場合と各種信号機の表示



■ 自転車も車と同様にそれぞれの標識・標示に従うこと



自転車も進入できない
(自転車を除く補助標識
がある場合を除く)。



自転車も逆行できない
(自転車を除く補助標識
がある場合を除く)。



自転車を含む全て
の車両の通行を禁止。



自転車の通行を禁止。



直ちに止まれる速度で走行する
こと(自転車も例外ではない)。



必ず一時停止して左右(周囲)
の安全を確認する。



歩行者だけが通行できる
専用道路である。



歩行者と自転車だけが通行できる
専用道路である。



自転車横断するときに通る
場所である。

以 上